

桑名市請負工事入札参加者指名停止基準

平成18年 8 月30日

告示第159号

改正 平成19年 6 月 7 日告示第130号

平成20年 4 月 1 日告示第84号

平成20年 8 月 1 日告示第153号

平成21年 4 月 1 日告示第89号

平成21年 6 月26日告示第134号

平成23年 4 月 1 日告示第87号

平成29年 3 月31日告示第99号

平成30年 5 月 1 日告示第140号

令和 2 年 6 月 4 日告示第137号

令和 3 年 1 月28日告示第30号

令和 7 年 3 月31日告示第90号

令和 7 年 9 月10日告示第222号

桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成16年桑名市告示第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、有資格業者の指名停止に関し必要な事項を定め、建設工事等の契約に係る指名業者の選考を適切にし、もって契約事務の公正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに維持業務委託並びに測量、設計、調査及び工事監理に係る業務委託（以下「業務委託」という。）をいう。

(2) 有資格業者 市長が、桑名市契約規則（平成16年桑名市規則第55号）第20条第2項の規定により入札参加資格者名簿に登録した者をいう。

(3) 市発注工事 桑名市（桑名市教育委員会及び桑名市上下水道部を含む。）が発注する建設工事等をいう。

(4) 一般工事 三重県内における市発注工事以外の建設工事等（民間工事を含む。）をいう。

(5) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者

ウ 個人にあつては、その者及び支配人

(6) 使用人 有資格業者の業務に従事する者のうち、前号に定める者以外の者をいう。

(7) 指名停止 有資格業者が別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当する場合に、別表各号に定めるところにより、期間を定めて指名の対象外とする措置をいう。

(8) 共同企業体 桑名市発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成22年桑名市告示第153号）第2条第1項に規定する特定建設工事共同企業体をいう。

(9) 公共機関等の職員 刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他職員をいう。この場合において、特別法上公務員とみなされる場合又は私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合を含む。

(10) 下請負人 建設工事等のうち、建設工事においては、建設業法第2条第5項に規定する下請負人並びに業務委託においては、受注者が業務の履行に当たって再委託する者をいう。

(11) 短期 別表各号の措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も短いものをいう。

(12) 長期 別表各号の措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も長いものをいう。

(指名停止の措置)

第3条 市長は、有資格業者が別表各号の措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止をしたときは、建設工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 市長は、第1項の規定により指名停止した有資格業者が建設工事等の落札決定を受けている場合で、契約締結に至っていないときは、当該落札決定を取り消すことができる。

(下請負人に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(共同企業体に関する指名停止等)

第5条 第3条の規定は、共同企業体について準用する。この場合において、第3条中「有資格業者」とあるのは、「共同企業体」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の規定により共同企業体について指名停止を行ったときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、第3条第1項、前条又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。この場合において、本項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したことにより行うものではないので、次条第2項に基づく加重措置の対象としない。

4 市長は、有資格業者ではない共同企業体が別表各号の措置要件のいずれかに該当するときは、第2項の規定に準じて、当該共同企業体の各構成員（明らかに当該指名停止の起因となる事由について責を負わないと認められる構成員を除く。）について、情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第6条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のうち最も長い期間をもってそれぞれ指名停止する期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期（別表第3のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）の2倍の期間とする。この場合において、下請負人又は共同企業体の構成員について本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。

(1) 指名停止の期間中又は別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで及び別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第3号まで及び別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別な事由があると認めた場合において、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は36月を超えること

ができない。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由があるとき又は悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び次条により定めた期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、入札参加資格者名簿の登録有効期限を超えて指名停止の期間を定めることができる。この場合において、指名停止に係る有資格業者が継続して入札参加資格申請を行ったときは、指名停止の措置も継続するものとする。
- 7 指名停止の期間を算定するにあたり 1 月未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第 7 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定により指名停止を行うに当たり、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍の期間とする。この場合において、前条第 2 項の規定の対象となり、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、同項を適用した後に、それぞれ別表各号に定める短期を加えた期間とする。

- (1) 市発注工事の入札において、有資格業者が、桑名市談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 2 号又は第 3 号に該当したとき。
- (2) 別表第 2 第 2 号又は第 3 号に該当する有資格業者(その役員等及び使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法第96条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。))。
- (3) 別表第 2 第 2 号に該当する有資格業者について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があったとき(前 2 号に掲げる場合を除く。))。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。)第 3 条第 4 項の規定に基づく市による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第 2 第 2 号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき(第 1 号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。))。
- (5) 市又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害、談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 3 号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき(第 1 号又は第 2 号の規定に該当することとなった場合は除く。))。

(指名停止の解除)

第 8 条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(事案の報告)

第 9 条 市発注工事を発注する所属長は、所掌する建設工事等について指名停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は指名停止の期間を変更し、若しくは指名停止を解除する必要が認められたときは、遅滞なく契約監理課長に報告するものとする。

(指名停止の通知)

第 10 条 市長は、指名停止の措置等(指名停止期間の変更及び指名停止の解除を含む。)を決定したときは、様式第 1 号から様式第 4 号までにより通知するものとする。

(指名停止の期間の始期)

第 11 条 指名停止の期間の始期は、指名停止の決定があった日の翌日とする。

(随意契約の相手方の制限)

第 12 条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号、第6号又は第7号に該当し、かつ、当該指名停止中の有資格業者以外の者に施工させ難い工事であるとき、又はその他真にやむを得ない事由があると認められるときはこの限りでない。

（下請負等の禁止）

第13条 指名停止の期間中の有資格業者は、市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該有資格業者が、指名停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

2 有資格業者が、指名停止の決定の日又は指名停止期間中に入札参加資格者名簿から抹消された場合は、当該指名停止の期間の満了する日までは市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該業者が、指名停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第14条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面（様式第5号）又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止の継承）

第15条 指名停止期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡その他の事由により他の有資格業者に引き継がれたときは、当該指名停止の残存期間について、業務を引き継いだ有資格業者についても継承されるものとする。

（準用規定）

第16条 前各条の規定は、製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、改正前の桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成16年桑名市告示第24号）の規定による指名停止を受けている有資格業者の当該指名停止の取扱い及びこの告示の施行の日の前日までに、改正前の桑名市請負工事入札参加者指名停止基準に定める指名停止事由に該当することとなった場合における指名停止については、なお従前の例による。

（桑名市建設工事公表要綱の一部改正）

3 桑名市建設工事公表要綱（平成16年桑名市告示第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（桑名市工事希望型指名競争入札実施要綱の一部改正）

4 桑名市工事希望型指名競争入札実施要綱（平成17年桑名市告示第79号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年6月7日告示第130号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第84号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月1日告示第153号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第89号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日告示第134号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第87号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第99号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月1日告示第140号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 平成30年4月1日からこの告示の施行の日の前日までに改正前の桑名市請負工事入札参加者指名停止基準の規定により指名停止の決定がなされた者について、当該指名停止を決定した時点に遡り改正後の桑名市請負工事入札参加者指名停止基準を適用した場合に指名停止の期間が短縮される者については、この告示の施行の日に指名停止の期間を変更する、又は解除することとする。

3 この告示の施行の日までに指名停止の決定をしていない者については、この基準を適用することとする。

附 則（令和2年6月4日告示第137号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年1月28日告示第30号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第90号）

この告示は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則（令和7年9月10日告示第222号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第6条関係） 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
（虚偽記載）	
1 市発注工事に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の届出書等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上6月以内
（過失による粗雑施工等）	
2 市発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	1月以上12月以内
3 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	1月以上6月以内
（契約違反）	
4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上6月以内
（不適切な安全管理措置により生じた公衆損害事故）	
5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1月以上6月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
（不適切な安全管理措置により生じた工事関係者事故）	
7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1月以上4月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上2月以内

備考

- 一般工事における過失による粗雑工事の契約不適合の重大性の判断基準（第3号）
一般工事における過失による粗雑工事について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- 事故に基づく措置の判断基準（第5号から第8号まで）
公衆損害事故又は工事関係者事故が次の（1）又は（2）に該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止は行わない。
（1） 事故の原因が作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる場合（公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
（2） 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる場合（適切に管理さ

れていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

3 市発注工事における安全管理措置の不適切な判断基準（第5号及び第7号）

市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、（1）の場合とする。ただし、（2）によることが適当である場合には、これによることができる。

（1） 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合

（2） 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

4 一般工事における事故における安全管理措置の不適切な判断基準（第6号及び第8号）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

別表第2（第2条、第3条、第6条、第7条関係） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（贈賄） 1 有資格業者の役員等又は使用人が、贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1） 市職員に対する贈賄の場合 4月以上24月以内 （2） 県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合 3月以上18月以内 （3） 県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合 3月以上12月以内 （独占禁止法違反行為） 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （1） 市発注工事における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合 3月以上12月以内 （2） （1）以外における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合 1月以上9月以内 （公契約関係競売妨害又は談合） 3 有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1） 市発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合 4月以上12月以内 （2） 県内に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合 2月以上12月以内 （3） 県外に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合 1月以上12月以内 （建設業法違反行為） 4 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （1） 市発注工事における建設業法違反の場合 2月以上12月以内 （2） 市発注工事以外における建設業法違反の場合 1月以上12月以内 （不正又は不誠実な行為） 5 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 1月以上12月以内 6 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者の役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 1月以上12月以内	

備考

- 「業務」について（第2号及び第5号）
「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

2 独占禁止法違反行為（第2号）

（1） 独占禁止法に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行う。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発（市又は公正取引委員会が行ったものに限る。）

エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

オ その他、公正取引委員会より違反事業者として公表されるなど独占禁止法違反の事実を確認したとき

（2） 独占禁止法違反行為の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回る場合は、第6条第3項の規定を適用するものとする。

3 建設業法違反行為（第4号）

建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるのは、原則として、次の場合をいう。

（1） 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

（2） 建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分を受けた場合

4 不正又は不誠実な行為（第5号）

業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。

（1） 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

（2） 市発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

別表第3（第2条、第3条、第6条関係） 暴力的不法行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（暴力的不法行為等）	
1 次の（1）から（6）までのいずれかに該当するものとして関係行政機関等から通報があり、又は次の（7）から（11）のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	次の（1）から（6）の措置期間については、指名停止の期間の始期から当該期間を経過し、契約の相手方として適当と認められる状態となるまで。
（1） 有資格業者の役員等が、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第206号。以下「暴排要綱」という。）第2条第11号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という）であると認められるとき。	24月
（2） 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴排要綱第2条第10号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。	12月
（3） 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等若しくは暴排要綱第2条第12号に規定する暴力団関係法人等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9月
（4） 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。	6月
（5） 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3月
（6） 有資格業者の役員等が、暴力団員等又は暴力団関係法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	6月
（7） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。	1月以上12月以内
（8） 有資格業者が、市発注工事の施工に当たり、暴排要綱別表第1のいずれかに該当する者と認められると知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたとき。	3月以上6月以内
（9） 有資格業者が、市発注工事の施工に当たり、暴排要綱別表第2に規定する資材販売業者若しくは廃棄物処理業者（以下「資材販売業者等」という。）又はその役員等が暴排要綱別表第1のいずれかに該当する者と認められると知りながらその者から資材等を購入し、又は暴	3月以上6月以内

排要綱別表第2に規定する廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。	
(10) 有資格業者が、市発注工事の施工に当たり、市長が、暴排要綱第6条第4項又は第7条第5項の規定に基づき、当該有資格業者に対し、又は当該有資格業者を通じて暴排要綱第2条第5号に規定する下請負人等又は資材販売業者等との契約の解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。	3月以上6月以内
(11) 有資格業者が、市発注工事に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。	1月

備考

- 1 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。
- 2 「暴力行為」とは、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関し暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）第1条違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

様式第1号(第10条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名 様

桑名市長



指名停止通知書

年 月 日に(指名停止の事由に該当した事実を記載)ため、下記のとおり建設
工事等の指名競争契約に係る指名停止を行う決定をしたので通知します。

なお、今後は、再度係る事態が生ずることがないように十分注意し、当該指名停止に係る
理由の状況に変化が生じた場合には、速やかに報告してください。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

(注)

- ① 1には、指名停止の理由(指名停止に該当した事故等の日時、場所、事実の概要等)
を記載する。
- ② 2には、期間の始期及び終期の年月日を記載する。

様式第2号(第10条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名 様

桑名市長 

指名取消通知書

年 月 日付けで指名競争契約に係る参加者として指名したところですが、この度下記理由により指名を取り消したので通知します。

記

- 1 件名
- 2 取消理由

様式第3号(第10条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名 様

桑名市長



指名停止期間変更通知書

年 月 日付け第 号で指名競争契約に係る指名停止を通知したところですが、この度下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 変更の理由
- 2 従前の指名停止期間
- 3 変更後の指名停止期間
- 4 変更決定年月日

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名 様

桑名市長



指名停止解除通知書

年 月 日付け第 号で建設工事等の指名競争契約に係る指名停止を
通知したところですが、この度下記のとおり指名停止を解除したので通知します。

記

1 解除理由

2 解除年月日

様式第5号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名 様

桑名市長



指名停止事由に該当する疑いのある事実に対する警告(注意)書

年 月 日に(指名停止の事由に該当した事実を記載)が発生したところであるが、今後は、再度係る事態が生ずることがないように十分注意するよう警告(注意)します。

なお、当該指名停止事由に該当する疑いのある事実に対し、具体的な改善の措置等を講じた場合には、報告してください。

記

指名停止事由に該当する疑いのある事実

様式第 1 号 (第10条関係)

様式第 2 号 (第10条関係)

様式第 3 号 (第10条関係)

様式第 4 号 (第10条関係)

様式第 5 号 (第14条関係)